

総合体育館備付物品等使用料

(令和8年9月30日まで)

区分	品名	単位	使用料	摘要
放送設備	拡声装置基本料	1式	1,290円	マイク1個付き
	マイクロホン	1個	540円	
	携帯用拡声装置	1式	540円	マイク1個付き
映写設備	スライド映写機	1台	860円	
	スクリーン	1枚	100円	
体育用器具	電光得点表示器	1組	1,620円	
	バスケットボールタイムアウト要求器	1台	160円	
	タイマー	1台	540円	
	ストップウォッチ	1個	50円	
その他	演台	1台	210円	
	保護シート	1巻	160円	
	長机	1台	50円	
	折りたたみ椅子	1脚	10円	

備考

- 1 使用料は、午前・午後・夜間区分における1区分の額とする。
- 2 時間区分を超えて使用するときは、超過時間1時間につきその使用料の3割を徴収する。
- 3 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

総合体育館備付物品等使用料

(令和8年10月1日から)

区分	品名	単位	使用料	摘要
放送設備	拡声装置基本料	1式	<u>1,310</u> 円	マイク1個付き
	マイクロホン	1個	<u>550</u> 円	
	携帯用拡声装置	1式	<u>550</u> 円	マイク1個付き
映写設備	スライド映写機	1台	<u>870</u> 円	
	スクリーン	1枚	100円	
体育用器具	電光得点表示器	1組	<u>1,650</u> 円	
	バスケットボールタイムアウト要求器	1台	160円	
	タイマー	1台	<u>550</u> 円	
	ストップウォッチ	1個	50円	
その他	演台	1台	210円	
	保護シート	1巻	160円	
	長机	1台	50円	
	折りたたみ椅子	1脚	10円	

備考

- 1 使用料は、午前・午後・夜間区分における1区分の額とする。
- 2 時間区分を超えて使用するときは、超過時間1時間につきその使用料の3割を徴収する。
- 3 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

※ 下線を引いている使用料が、今回改正となった備品です。